

### 3. 船体上下動等による事故の事例

#### 1 うねりにより右舷船首部が上下動し、右舷前部に腰を掛けていた釣り客2人が脊椎骨折

**事故の概要：**遊漁船（本船、19トン、1人乗組み、釣り客20人）が南南東進中、うねりにより右舷船首部が上下動し、右舷前部の釣り座（釣りをを行う座席）に腰を掛けていた釣り客A及び釣り客Bが上方に跳ね上げられた後落下し、釣り座に臀部を打ち付けて脊椎骨折を負った。

**気象海象：**晴れ、風向南西、風力4、視界良好、波高約0.5～1.0m、波浪注意報発表中

#### 事故の経過

船長は、船体動揺に関する注意事項については、釣り客が承知していると思い、出航前、釣り客に対し、周知していなかった。

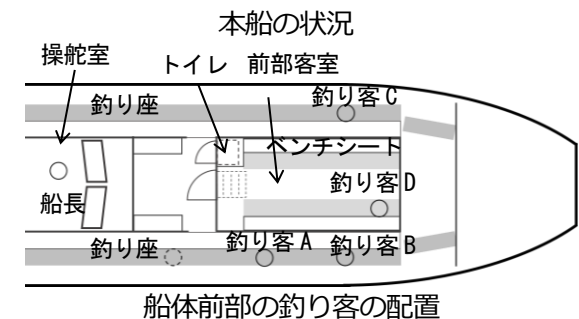
船長は、釣り場に向け南南東進中、うねりが出てきたので、速力を約15ノットに減じ、うねりに合わせて回転数を調整しながら航行した。

船長は、釣り場への到着前アナウンスを行い、釣り客A、釣り客Bは、右舷前部の釣り座に移動した。

釣り客A、釣り客B、釣り客Dは、到着前アナウンスの約5分後に船体動揺により臀部を打ち付けた。

・船長は、うねりが出てきた後も、波高は低く、減速してからは**大きな船体動揺を感じていなかった**ことから、待機場所を釣り客の自由にさせ、**ふだんどおり**に到着前アナウンスを行った。  
・船長は、船体中央部付近の操舵室で操船していたこと、また、右舷前部の釣り客A及び釣り客Bの状態を見ていなかったことから、負傷発生時に**船首部の大きな動揺を把握することができなかった**。

**原因：**本事故は、本船が、うねりがある状況下、約15ノットの速力で南南東進中、うねりにより右舷船首部が上下動したため、右舷前部の釣り座に腰を掛けていた釣り客A及び釣り客Bが上方に跳ね上げられたのち落下し、釣り座に臀部を打ち付けて負傷したものと考えられる。



#### 再発防止に向けて（事故の防止対策）※水産庁に対する意見の内容を含みます

- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、釣り客を船体中央部より**後方に移動させる風向、風速、波向、波高等の目安（船速に応じた）**を設けること。
- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、航行中に目安を超えた場合は、**停船又は十分に減速するなどし、安全を確保してから釣り客を船体中央部より後方に移動させる**こと。
- ・遊漁船の船長及び遊漁船業者は、航行予定海域の風、波等の情報を入手し、目安を超える場合は、釣り客が船体中央部より**後方に移動したことを確認した後に**出航等すること。
- ・遊漁船の船長等は、業務規程の**船体動揺による負傷事故防止に関する規定を遵守**すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（2023（令和5）年2月16日公表）

[https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2023/MA2023-2-8\\_2022yh0025.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2023/MA2023-2-8_2022yh0025.pdf)